

生活者視点の規制改革を実現するために
「外形基準」の導入による信書規制の改革を

具体例からの考察と提言

概要

I 具体例による検証 信書規制によって何が起きているのか

具体例 「郵便法違反」とされながら告発されなかった事例

具体例 受取人の告発により、送り主と運送会社が書類送検された2つの事件

II 5つの問題提起

III 解決策の提案 「外形基準」の導入による信書規制の改革を

郵便法第四条(事業の独占)に定める規制条件を、現行の「信書(内容基準)」ではなく、「外形基準(サイズ)」とするよう規制のあり方を改革すると同時に、送り主に対する罰則規定を廃止する。

ヤマト運輸株式会社

I. 具体例による検証 信書規制によって何が起きているのか

具体例 「郵便法違反」とされながら告発されなかった事例（別紙2）

- ・テレビ番組で、芸能人の母親が息子宛の荷物の中に入れた手紙が紹介された
- ・視聴者から、「信書を宅配便で送ってよいのか」との問い合わせがあった
- ・総務省は、荷物への言及がないので「信書の送達にあたる」と判定したが、郵便法違反で告発することはなかった

具体例 受取人の告発により、送り主と運送会社が書類送検された2つの事件（別紙3・4）

事件1

- ・県の職員が住民宛に文書をメール便で送った
- ・受取人が「郵便法違反ではないか」と警察署に告発した
- ・県と職員、運送会社と社員、それぞれが書類送検されたが、不起訴になった

事件2

- ・外資系IT企業がユーザーに文書を宅配便で送った
- ・受取人が「郵便法違反ではないか」と警察署に告発した
- ・IT企業の社員と運送会社の社員が、それぞれ書類送検されたが、不起訴になった

II. 5つの問題提起

郵便法第四条(事業の独占)と第七十六条(事業の独占を乱す罪)より (別紙5)

誰も、信書を運ぶことを商売にしてはならない。

誰も、この法律に違反して信書を運んでいる人に運送を委託してはならない。

ただし、「貨物に添付する無封の添え状又は送り状」は、運んでも良い。

信書とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」のことである。

違反した場合、「三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金」が科せられる。

1 何が「信書」に当たるのか分かりにくい (別紙6・7・8)

「添え状」に当たるかどうかは微妙な違い。同じ文書でも信書になったり、ならなかったり。海外から全く理解されない難解さ。

2 生活者が容疑者にされるリスクにさらされている (別紙1)

法違反の認識がないまま、容疑者にされ、取り調べを受けるリスク。

3 告発されるケースとされないケースの違いは何か

郵便法違反と判定されながら、告発されないケースがあるのはなぜか。

4 誰を守るための規制か

生活者を容疑者にしてまで、一体何を守ろうとしているのか。

5 問題の多い規制をいつまで放置するのか

便利な輸送サービスを、安心して利用することも、安心して提供することもできない。

III. 解決策の提案 「外形基準」の導入による信書規制の改革を

郵便法第四条(事業の独占)に定める規制条件は現在、一般には分かりにくい「信書(内容基準)」になっているが、これを誰もが客観的に判断できるサイズという「外形基準」とするよう規制のあり方を改革すべきであり、同時に、違反した場合の送り主に対する罰則規定を廃止すべきである。

規制が分かりやすくなり、グローバルスタンダードにも合致する
生活者にとって、容疑者にされる不安が解消される
「ユニバーサルサービス」も「信書の秘密」も確保できる
宅配便市場が活性化し、日本経済の成長につながる